

## 令和5年10月（第11回）教育委員会会議議事録

### 1. 開催の日時及び場所

令和5年10月17日（火）18:00～19:15

市役所本庁 4階 教育委員室

### 2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

### 3. その他議場に参加した者

床本教育部長、水津次長、藤田教育支援課長、石崎教育支援課長同格、井上教育支援副課長、三好教育総務課長、島谷教育総務副課長、大田教育総務係長

### 4. 傍聴者

なし

### 5. 要 旨

教育長 : ただ今から、令和5年10月17日の第11回教育委員会会議を開催いたします。本日は、委員全員が出席しているため会議として成立していることを最初に報告します。また本日は傍聴の申し出はありませんでした。

教育長 : 議題に入る前に、9月議会の一般質問が終了したことから、9月議会の報告を事務局からお願いします。

教育総務課長 : 教育総務課から説明します。9月議会では一般質問として8名の議員から質問がありました。まず鴻池議員からは、小中学校の給食費の無償化についての質問がありました。次に志賀議員からは、小中学校やスポーツ施設における熱中症対策として暑さ指数等への対応についての質問がありました。次に荒川議員からは、学校と学童保育間の児童に関する情報の共有についてと、スクールソーシャルワーカーの増員についての2点の質問がありました。次に真宅議員からは、宇部市立図書館の浸水被害対策及び経年劣化への対応についての質問がありました。次に時田議員からは、自転車活用の推進についての質問がありました。次に山下議員からは、放課後子ども教室の業務委託についての質問がありました。次に西村議員からは、こども議会についての質問がありました。最後に三好議員からは、学校給食についての質問がありました。説明は以上です。

教育長 : 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は山野委員をお願いします。

教育長 : それでは、本日は、その他の事項として「令和4年度不登校児童生徒の現状について」、「こども選挙（模擬投票）の実施について」、「寄附の報告について」の3件となっています。

教育長 : 教育委員会会議は、公開を原則としていますので、全て公開としてよろしいか。（全員異議なし）

教育長 : 異議がないようですので、全て公開とさせていただきます。

教育長 : はじめに「令和4年度不登校児童生徒の現状について」ですが、事務局から説明をお願いします。

教育支援課長 : それでは教育支援課から「令和4年度不登校児童生徒の現状について」ご報告致します。この10月6日に、令和4年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について」、文部科学省が公表しました。その中でも、特に「不登校」については、本市においてもその人数が増加しており、これに対する対応・対策は喫緊の課題となっております。委員の皆様には、令和4年度の宇部市の数値の経年変化などをまとめた資料をお配りしておりますので、これに沿ってご説明いたします。

まず、不登校の定義を一番初めに記載しております。1年間に連続または断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは、社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況にあることとされています。令和4年度の本市の不登校児童生徒数は、小学生109人、中学生222人、合計331人となっております。平成25年以降減少傾向にありましたが、令和元年度に増加に転じ、令和3年度から4年度にかけて、93人の増加となっております。この331人は、全国の傾向と同じく、ここ10数年で、過去最高となっております。1枚目の下の方には、各学年毎の人数を記載しています。中学生については令和元年度以降大きく増加しています。中でも小学生については、今まで平均すると各小学校に1~2人程度であったものが、令和元年度以降小学1年生という低学年から不登校の児童がおり、令和4年度は各校4~5人程度となっております。

2枚目をご覧ください。これは、児童生徒1000人あたり何人の不登校児童生徒がいるかといういわゆる出現率を、全国、山口県の数値と比較したものです。本市は、人数は増加しておりますが、全国の値を0.4ポイント上回りました中学生以外の数値は、国・県の数値を下回っております。真ん中の表は、令和4年度の不登校児童生徒を、欠席した日数別に分類したものです。90日以上欠席というのは、1年間で学校に行くべき日数の約半分を欠席しているということになります。1日も出席していない児童生徒も全体で14人います。これらの不登校の要因として挙がっているもので一番多いのは、無気力、不安、生活リズムの乱れ、あそびなど、本人に係るもので、小学生の約66%、中学生の約60%が該当しています。次いで、親子の関わり方、家庭内の不和など、家庭に係るものが、小学生で22%、中学生では約14%となっております。残りが、学業不振、部活動当への不適応、進路に係る不安、いじめ以外の友人関係をめぐる問題などとなっております。

本市は、不登校児童生徒に、多様な学びの場を提供し、将来の社会的自立へつなげたいとして、多世代ふれあいセンターにある「ふれあい教室」、学校内の「校内ふれあい教室」の設置、民間のフリースクール等を利用する児童生徒の保護者に対する補助を行っています。ほかにも、体験活動として、図書館で

の読書活動、イラスト教室、調理体験や彫刻清掃、登山やカヌー体験、職業体験や宿泊体験活動を行い、児童生徒が地域の方と関わったりする機会を提供し、多様な学びの提供に努めています。また、保護者が朝起きられず、朝食なども食べさせられないなど、児童生徒を学校に送り出す力の弱い家庭など、児童生徒に関わる環境への働きかけが必要な場合には、SSWの派遣や、訪問型家庭教育支援としてスクールソーシャルワーカーと地域のサポーターがチームを組んで支援にあたるなどしています。

引き続き、効果的な取組を検討しながら取り組んでいきたいと考えています。以上、「令和4年度 不登校児童生徒の現状について」ご報告致します。

教育長 : ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

委員 : 令和元年度から不登校児童が増えてきているとについて、きつかったら行かなくてもよいという風潮に変わったことが一つ要因にあると思います。増えたから良くないのではなく、逆に、今まで無理して行っていた子が減ったという分析も成り立つのでしょうか。

教育支援課長 : おっしゃる通りです。国の方針も子供がしっかりと心の休養をとって、その力を蓄えてから行くという休息の必要性も非常に言われ始めております。保護者にもその認識も広がっていることも一因と考えています。

委員 : コロナも要因があると思いますが、低学年から不登校の理由は分かりますか。

教育支援課長 : コロナにより生活が制限される時期が多かったので、友人や学校との関わりの希薄化も要因ですが、熱が出たら休むことが続き、休みのハードルが下がりそれが続いていることも推測されます。低学年から不登校の理由については、こちらも理由が分かっていない状況です。

委員 : 不登校児童生徒数が増えていて、学校教員の負担も増えていると思いますが、どのような対応をしていますか。

教育支援課長 同格 : 校長、教頭、授業がなく空いている教員が対応します。また、指導は教員が行いますが、事務職員が教室に入れない児童の見守りのみ行っているという小学校もあります。中学校については、校内ふれあい教室がありますので、そちらで十分にケアできる状態ではあります。

委員 : スクールソーシャルワーカーを活用し保護者と関わることは、やはり難しいでしょうか。また、児童相談所との連携はありますか。

教育支援課長 同格 : 児童相談所は、小中学生の虐待事案の対応については、迅速に手厚く対応していただいています。いきなりスクールソーシャルワーカーは難しいが、こどもえがおサポーターと連携しながらチームを作って、学校と教委支援課も一体となって支援を適切に行っています。

委員 : 不登校児童生徒の人数に兄弟関係は沢山ありますか。

教育支援課長 同格 : お見込みの通りで、家庭に起因する問題で兄弟も不登校になっていることがかなりの数であります。

委員 : ふれあい教室の利用状況については、市のふれあい教室のみで校内ふれあい教室の人数は入っていないですか。

教育支援課長：表の数値は多世代ふれあいセンターのふれあい教室の正式通室生の人数です。令和4年度校内ふれあい教室の通室人数は100名となります。

委員：市のふれあい教室は、小学生の利用がないと伺っています。校内ふれあい教室は、校区内小学生は中学校に通室させていただけるようですが、中学生の中に小学生が入っていくのが難しいと思います。小学生の居場所や学びの場が確保されてないため、もう少し体制を作っていただけたらと思います。

教育支援課長 同格：今年度は東岐波小学校と小羽山小学校に、校内ふれあい教室を設置しております。東岐波小学校では2名在籍しており、1名は教室に戻っていると聞いています。小羽山小学校については9名在籍しており、その内の3名は教室に行くことも多くなっていると聞いています。市のふれあい教室には、ショートで何名か校区内ふれあい教室のある学校に色々な理由で行くことができないということ由来ています。また、中学校にも他の小学校にも行くのが難しいという児童については、市のふれあい教室も積極的に案内しています。見学も来られておりますが、まだ通室には至っていません。

委員：保護者に一度見学してもらおうなどの広報が必要と思います。登校渋りや休みが多くなった時点で考えていく体制が必要と考えます。

委員：民間フリースクールの利用はどれくらいありますか。

教育支援課長：令和4年度宇部市が認定している民間フリースクールは1カ所ですが、そこは恐らく7名の利用者がいます。

委員：その7名は出席認定されていますか。

教育支援副課長：その7名と不登校生徒数を繋げていないため、確実ではないですが、恐らく学校が出席認定されていると思われま。

委員：最近はや育休代替の先生が見つからなくて、代わりに生徒指導や教務や教頭、校長がそこに入ってしまうので、どうしても手薄になるのではないですか。

教育支援課長 同格：おっしゃる通りです。教員の家庭訪問等も難しくなっております。スクールソーシャルワーカーやえがおサポーターが子どもに対して継続的に迎へに行くなど、外部と連携しながら学校としてギリギリの中で不登校対応をしているところです。

委員：低学年の不登校傾向について、担任の先生と信頼関係が築けないことが多くなっています。保護者が過干渉で保護者のケアが必要な家庭もたくさんあります。そういう家庭を早めに見つけて、スクールソーシャルワーカー等に繋げることが大事と考えます。

教育支援課長 同格：毎月各学校から7日以上欠席のある児童生徒について報告をいただいています。学校からの情報を共有しながら進めていますが、例えば9月であれば1年生が5人ほど不登校になっています。8月までは不登校ではなかったが、9月に名前が出てきたら学校に確認し対応状況を情報共有しながら、時にはスクールソーシャルワーカーやえがおサポーターに声をかけて皆で対応する流れを作っています。

委員：保健室等で勉強している児童生徒は、不登校数には入っていないのですか。

教育支援課長 同格：保健室や別室に来ている児童生徒は出席になっています。不登校人数になっていませんが、多い学校ですと5、6人は別室で勉強している児童生徒がいると聞いています。

教育長：他にご意見はありますか。それでは続きまして、「こども選挙（模擬投票）の実施について」、事務局から説明をお願いいたします。

次長：それでは、「こども選挙（模擬投票）の実施について」、説明いたします。これに関しては、小野小学校の子どもたちから市長への手紙で大人と一緒に選挙をやってみたいとの要望を受けて展開しております。実施日は11月20日（月）4校時、11月21日（火）5校時を予定しています。具体的には、11月20日に候補者から演説していただき、子どもたちと質問交流タイムを設けて話をしてもらいます。次に、投票に関しては、11月21日に実際選挙会場として使っている小野ふれあいセンターで投票していただき、振り返りをして終わります。候補者の方は市議会議員に協力をいただきます。選挙管理委員会では、小学校等で出前講座として模擬選挙をやっていますが、もう少しリアルにやるため、教育委員会が主体となって行います。令和5年9月の終わりに全議員に話をしたところ、4名の議員から御協力の申出をいただきました。また、小学校全児童に投票していただきますので、1年生から6年生に対して、事前に学校で選挙や民主主義について授業をしていただき、実際の選挙と同じように投票日の1週間前に選挙公報やポスターを校内に掲示して、機運を高めながら行います。最後になりますが、この取り組みは、学校の授業の中で実施しますので、毎年行うことは困難かもしれません。実施後、候補者や学校から意見を伺いながら次年度以降の実施を検討していきます。説明は以上です。

教育長：ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

委員：これは何に立候補されるのですか。

次長：事前に小野小学校の子どもたちからアンケートを取っておりまして、より良い宇部市にするために取り組んでいくこと、また、小野も含めた宇部市北部で取り組んでいくことを視点とした演説をしていただくようになります。その中から、お話が良かった候補者に投票していただきます。

委員：ポスター等は公職選挙法には抵触しないのですか。

次長：選挙管理委員会にも確認したところ、広く一般に流れず明確な違法行為でなければ、主権者教育の一貫でありますし、対応できると考えています。選挙公報についても、事前に選挙管理委員会で原案を確認し内容に問題がないか、併せて1年生でも分かる内容かをチェックする予定です。

委員：学校の授業となると、教科は何になりますか。

教育長：小学校6年生は社会科か総合的な学習、小学校1、2年生などは特別活動かその他の活動になります。

次長：余談になりますが、本物の市議会議員に御協力いただくことなどについては、日本大学の末富芳教授の意見を取り入れております。

教育長 : 他にご意見はありますか。それでは続きまして、「寄附の報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長 : 9月の寄附について報告します。9月は1件の寄附がありました。令和5年9月5日匿名の方から、平成24年度から通算137回目5,000円の御寄附を交通遺児のためとしていただきました。説明は以上です。

教育長 : ただいまの説明に対しまして何かありましたら、ご意見をお願いします。なければ、報告については以上となります。では、以上をもちまして本日の会議を終了します。